



清瀬市直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する規程第2号

清瀬市直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する規程を次のように公布する。

令和6年12月26日

清瀬市選挙管理委員会

地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する直接請求に係る請求者の署名簿について、法第74条の2第2項並びにこの規定を準用する法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定による署名簿の縦覧に関し、必要な事項を定めるため。

附 則

この規程は公布の日から施行する。